

主な品種の等級判定基準について

・豚

(ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種、ハンプシャー種及びデュロック種)

	特級	1級	2級				
血統	国が認めた家畜登録機関の登録規程に基づき発行された血統証明書がある(注1)						
能力	以下の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数字が5以上のもの。						
		1日平均増 体重	飼料要求 率	ロース芯の 太さ	背脂肪層 の厚さ	産肉能力検定 (注2)を受けてい る	産肉能力検定を 受けていない
	ヨークシャー種	750g以上	3.2以下	32cm ² 以上	2.0cm以下		
	バークシャー種	750g以上	3.2以下	32cm ² 以上	2.0cm以下		
	ランドレース種	950g以上	2.8以下	36cm ² 以上	1.6cm以下		
	大ヨークシャー種	970g以上	2.8以下	36cm ² 以上	1.6cm以下		
	ハンプシャー種	1,030g以上	2.8以下	38cm ² 以上	1.5cm以下		
	デュロック種	1,030g以上	2.8以下	38cm ² 以上	1.5cm以下		
	相対重要度	3	2	1	2		
※現場直接検定の場合は、飼料要求率を除く。							
体型	ヨークシャー種 体高78cm以上 バークシャー種 体高78cm以上 ランドレース種 体高82cm以上 大ヨークシャー種 体高86cm以上 ハンプシャー種 体高88cm以上 デュロック種 体高87cm以上 (いずれも24ヶ月齢以上のものに限る。)				左記以外		
(注1)国が認めた家畜登録機関の登録規定に基づき発行された血統証明書がないものは、「級外」、品種は「その他」となります。(ただし、外国の血統証明書があり、血統証明書の品種名に相反する明らかな外形的特徴が見受けられない場合は、例外とします。)なお、精液証明書等の品種欄は、受検後に交付された種畜証明書に基づき記載することができます。 また、種豚登録申請中等の理由により、種畜検査時に血統証明書が用意できない場合は、事前に種豚登録申請書等と登録申請書に添付した血統証明書のコピーをご用意ください。 (注2)産肉能力検定とは、家畜登録機関が定める直接検定及び現場直接検定をいいます。能力による等級判定を希望される場合は、家畜登録機関が承認した産肉能力検定成績をご用意ください。							